

=====CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース

2014/6/17 号 (No. 190)=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 知的財産権保護を基盤に研究協力を展開、中露が共同声明(新華網 2014年5月23日)
2. 国内企業の特許登録件数が全体の54.9%に=国家発展改革委(中国知識産権資訊網 2014年5月21日)
3. 国家知識産権局、電子商取引分野の権利保護特別行動を実施(中国新聞網 2014年5月19日)
4. EUが「EU・中国税関2014-2017年協力枠組み」批准=知財権法執行が優先事項に(国家知識産権網 2014年5月15日)
5. 李克強総理、知的財産権保護の重要性を指摘=グローバル・リサーチ・カウンシル(国家知識産権戦略網 2014年5月28日)
6. 工業・情報化部と国家知識産権局、中小企業知的財産権活動推進で提携(国家知識産権戦略網 2014年5月26日)
7. 国務院弁公庁、知的財産権を有する製品の輸出を支援(国家知識産権網 2014年5月23日)
8. 国家工商总局とロシア連邦産業財産権機関、法執行に関する覚書締結(工商总局公式サイト 2014年5月22日)

○ 地方政府の動き

1. 浙江省、知的財産権関連当局の協調を増進、連絡会議制度を導入(国家知識産権網 2014年5月8日)
2. 上海税関、輸出入関連知的財産権侵害情報を企業信用データバンクに(中国政府網 2014年6月2日)
3. 重慶市、知的財産権市場化推進に向け6つの施策を(国家知識産権網 2014年5月30日)

○ 司法関連の動き

1. 北京市高裁、知的財産権精選事例シンポジウムを開催(中国法院網 2014年5月26日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 国家質檢総局、総額2億7000万元の模倣品を摘発、1~3月(国家知識産権網 2014年5月15日)
2. 税関総署、昨年権利侵害貨物7600万点を押収(国家知識産権網 2014年5月7日)
3. 権利侵害・模倣品に関する行政処罰事件の情報公開、1日より実施(新華網 2014年6月2日)

○ 多国籍企業 R&D

1. サムスンが中国で「最先端半導体」工場を設立、技術流出に懸念=韓国メディア(商務部公式サイト 2014年5月21日)
2. 米マイクロソフト、河北にゲームイノベーションセンターを設立(新華網 2014年5月30日)

○ 統計関連

1. WIPO: 中国のイノベーションと発明の質は向上しつつある(新華網 2014年5月26日)
2. PPH申請が836件に、SIP0が普及推進に注力(国家知識産権戦略網 2014年5月19日)
3. 広東省、有効特許保有件数が10万件に、職務発明が91.6%(国家知識産権網 2014年5月17日)

○ その他知財関連

1. QBPC、2013～2014年度知的財産権保護最良事例を発表(中国知識産権資訊網 2014年5月21日)

=====

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 知的財産権保護を基盤に研究協力を展開、中露が共同声明★★★

中国とロシアは5月20日上海で、「中露全面的戦略連携パートナーシップ新段階に関する共同声明」を発表した。「共同声明」によると、双方は科学技術分野の交流を深め、知的財産権の効果的な保護を前提に科学技術研究の協力事業を展開する。

双方はまた、ハイテク分野における協力の効率を高め、原子力の平和利用、民間航空、宇宙基盤技術研究、地球観測、衛星ナビゲーション、深宇宙探査、有人宇宙飛行などの重要プロジェクトで提携を進めることとしている。

(出典：新華網 2014年5月23日)

★★★2. 国内企業の特許登録件数が全体の54.9%に=国家発展改革委★★★

国家発展改革委員会と科学技術部、財政部など国の15部門が共同実施している国家技術イノベーションプロジェクトは成果を上げている。昨年、国内企業の特許登録件数が全体の54.9%に達し、イノベーション主体としての地位が一層向上した。国家発展改革委員会の責任者が19日明らかにした。

国家技術イノベーションプロジェクトは、国務院の「企業の技術イノベーション主体的地位の強化と企業のイノベーション能力の全面的向上に関する意見」に基づき、国家発展改革委をはじめ国の15部門が昨年6月に共同で発足させた。開始から約1年が経ち、複数の分野で初步的な成果を遂げている。

同責任者によると、プロジェクト実施により、企業の技術イノベーション主体としての地位が一層向上し、イノベーション能力も明らかに増強している。昨年の企業によるR&D（研究開発）支出が全体の76%、特許登録件数が全体の54.9%をそれぞれ占めたほか、146の国家産業技術イノベーション戦略連盟に中堅企業5000社が加盟し、企業と大学、研究機構が共同設立したイノベーションセンターが14カ所に達したなど、科学技術成果と人材が企業に集まっており、企業のイノベーション環境が一層改善されている。

(出典：中国知識産権資訊網 2014年5月21日)

★★★3. 国家知識産権局、電子商取引分野の権利保護特別行動を実施★★★

国家知識産権局はこのほど、「電子商取引分野における法執行・権利保護特別行動活動プラン」を各部署に配布し、6月から11月まで全国で特別行動を実施することを明らかにした。

活動プランは活動目標、業務分担、活動方法、活動要求、スケジュール表の5つの部分に分けられる。国家知識産権局と各地方の知識産権局、知的財産権権利保護センターからなる全国的ネットワークを通じて、権利侵害商品の情報が掲載されたウェブページ、リンクの適時な削除、専利詐称行為の摘発に取り組むよう求めている。

活動プランはまた、各地方の知識産権局に対し、業務指導を強化して特別行動の全面的な実施、徹底を推進するよう要求した。

(出典：中国新聞網 2014年5月19日)

★★★4. EUが「EU・中国税関2014-2017年協力枠組み」批准=知財権法執行が優先事項に★★★

「EU・中国税関 2014-2017 年協力戦略的枠組み」は 13 日、欧州連合 (EU) 理事会のブリュッセル会議で批准された。同枠組みは 2013 年 11 月、中国・EU 首脳により発表された「中国・EU 協力 2020 戰略計画」の一環であり、その中で、「知的財産権をめぐる法執行の強化」が優先事項として挙げられていた。

会議後に発表されたコミュニケで、EU 理事会は、2010~2013 年の「EU・中国税関協力戦略的枠組み」で収めた成果を評価したうえ、双方の経済貿易協力の重要な構成である税関協力は貿易利便化、国民利益の保護、環境保護などに寄与するものだと強調した。

コミュニケではまた、新しい「戦略的枠組み」の優先事項として、知的財産権をめぐる法執行の強化、詐欺摘発などを挙げた。

EU 理事会は、欧州委員会と加盟国が密接に提携して、新しい「戦略的枠組み」が EU 中国連合税関協力委員会で批准されるよう働きかけることを求めた。

(出典：国家知識産権網 2014 年 5 月 15 日)

★★★5 李克強総理、知的財産権保護の重要性を指摘＝グローバル・リサーチ・カウンシル★★★

國務院の李克強総理は 27 日、北京の人民大会堂で開催された「グローバル・リサーチ・カウンシル (GRC: Global Research Council) 2014 年北京会合」の開幕式で講演する際に、科学の開放と知的財産権保護の重要性を指摘した。

「科学知識の開放的な獲得と若い科学人材の養成」をテーマとした今回の会合に、李総理は中国政府を代表して祝賀の意を表した後、科学技術分野での国際的な交流と協力を更に拡大し、知識・技術・人材などの世界的な交流を奨励する中国政府の方針を説明した。

李総理は、科学の開放は知的財産権の保護と大いに関わると指摘し、さらに、良好な法的環境の整備に取り組み、開発者にあるべき栄誉と収益を与え、イノベーションの原動力や潜在力、起業の活力を喚起する必要性を強調した。また、中国政府は基礎研究と応用研究の共同発展に力を入れ、科学技術の成果を現実の生産力に転換させ、新たな雇用機会を創出することを重視すると表明した。

(出典：国家知識産権戦略網 2014 年 5 月 28 日)

★★★6. 工業・情報化部と国家知識産権局、中小企業知的財産権活動推進で提携★★★

国家知識産権局専利管理司と工業・情報化部中小企業司はこのほど、中小企業に関する知的財産権戦略推進プロジェクト、公共サービスプラットフォーム整備、協力体制確立などについて会合を開き、次段階の協力事業で合意に達した。

専利管理司の責任者が会議で中小企業知的財産権戦略推進プロジェクトの進捗状況を紹介した。同責任者によると、国家知識産権局では現在、零細企業のイノベーション発展を促進する知的財産権支援策の作成を鋭意推進している。工業情報部中小企業司の責任者は双方の協力・交流を引き続き強化し、長期的な協力体制の確立などで中小企業、零細企業の健全的な発展を共同で推し進めていきたいと表明した。

双方はまた、中小企業知的財産権戦略推進プロジェクトの実施状況の調査を今年上半期に始めることで合意した。プロジェクトを実施してきた北京など 32 の都市で、知的財産権政策環境、産業群、サービスシステム、優位性育成活動などに対して、調査・評価活動を展開する予定。

(出典：国家知識産権戦略網 2014 年 5 月 26 日)

★★★7. 國務院弁公庁、知的財産権を有する製品の輸出を支援★★★

國務院弁公庁はこのほど「対外貿易の安定的成長を支える若干意見」を発表し、市場を活気づけ、貿易企業の信頼感を高め、輸出入貿易の安定的成長を促す方針を表明した。

優位性を持つ従来産業の輸出安定化を図ることを求めるとともに、「意見」は、知的財産権やブランドを有し、技術力と付加価値の高い製品の輸出を支援するべきだと強調した。

意見ではまた、総合的な施策を講じて、企業による重大な国際協力プロジェクトの参与、海外ブランドや技術、生産ラインの購入を後押しし、企業の国際競争力の向上を促進するよう求めている。
(出典：国家知識産権網 2014年5月23日)

★★★8. 国家工商総局とロシア連邦産業財産権機関、法執行に関する覚書締結★★★

国家工商行政管理総局(SAIC)とロシア連邦産業財産権機関(FIPS)は5月20日、上海で商標に関する法律保護と法執行分野の協力覚書を締結した。

調印式の前に張茅局長とBoris Simonov長官が会談を行った。張局長は国家工商総局の商標関連業務と改正「商標法」の内容を説明したうえで、今回の覚書締結で商標に関する法律制度、登録・審査手続の実務、法執行などで一層協力を深めていきたいと語った。

国家工商総局とロシア連邦産業財産権機関は2010年5月19日、北京で協力覚書を締結し、ハイレベルの相互訪問と情報交流を展開してきた。昨年9月、双方は商標分野の法律保護、法執行に関する協力覚書を締結することで合意した。

(出典：工商総局公式サイト 2014年5月22日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 浙江省、知的財産権関連当局の協調を増進、連絡会議制度を導入★★★

浙江省知的財産権連絡会議弁公室は先日、「浙江省知的財産権連絡会議制度の確立に関する通達」を打ち出し、知的財産権連絡会議制度を正式に導入することを明らかにした。省レベルの知的財産権関連当局間の協調を一層増進させ、省の知的財産権戦略の実施を推進することが狙い。

加盟機関に省科技庁、省知識産権局、省工商局など20の省レベル知的財産権管理当局が含まれる。浙江省の知的財産権戦略に関する実施計画の作成、関連政策の実施・徹底に対する監視、検査、重大政策・施策の検討など11の業務を手がける。

「通達」はまた、各加盟機関に対し、互いに情報共有、協力を強化し、知的財産権戦略の徹底とともに推し進めていくよう求めた。

(出典：国家知識産権網 2014年5月8日)

★★★2. 上海税関、輸出入関連知的財産権侵害情報を企業信用データバンクに★★★

税関総署が今年4月発表した「輸出入関連知的財産権侵害貨物に関する行政処罰事件の情報公開実施弁法」に基づき、上海税関は、知的財産権行政処罰情報公開活動指導グループを設置し、情報公開活動の確実な推進に取り組んでいる。

一般手続を適用して処理された知的財産権行政処罰事件の関連情報は、行政処罰決定が下された20の営業日以内に、上海税関公式サイトに設けられている「税関知的財産権行政処罰事件情報公開」コラムで一般公開される。5月末までに知的財産権行政処罰事件6件の当事者、違法事実、処罰決定などの情報が掲載された。

上海税関はまた、上海市の社会信用システム構築連絡会議の加盟機関として、知的財産権行政処罰事件の関連情報を「上海市公共信用情報サービスプラットフォーム」整備に活用している。権利侵害・模倣業者の関連情報を企業信用データバンクに収めることにより、信用喪失企業の経営活動を制限し、知的財産権の保護を強化することを目指している。

(出典：中国政府網 2014年6月2日)

★★★3. 重慶市、知的財産権市場化推進に向け6つの施策を★★★

重慶市・改革深化指導グループはこのほど、2014年度の「重慶市科学技術体制・教育領域総合改革重点任務」を発布し、知的財産権の市場化を推進する6つの施策を明らかにした。

6つの施策はそれぞれ、▽知的財産権市場に関する育成活動、監視管理、法執行の強化、▽企業による知的財産権投資と海外進出への支援、▽知的財産権サービス業の発展、▽知的財産権資本化推進体制の確立、▽重点産業の知的財産権リスク防止、対応メカニズムの整備、▽重慶市経済・社会発展統計システムの一部としての知的財産権関連統計作業の強化——となっている。

(出典：国家知識産権網 2014年5月30日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京市高裁、知的財産権精選事例シンポジウムを開催★★★

北京市高級人民法院（高等裁判所）は5月22日、第6回知的財産権精選事例シンポジウムを開催した。北京市の各裁判所からの裁判官16名がそれぞれ担当した典型的事件を紹介し、市人民代表大会の代表、政協委員、知的財産権専門家と議論を交わした。

北京市高級人民法院は2009年から精選事例シンポジウムを毎年1回開催している。今年のシンポジウムで紹介された典型的事件は、著作権、商標、特許、不正競争を含む知的財産権関連の各分野をカバーしている。この中、最高人民法院（最高裁）の「2013年度全国10大知的財産権事件」に選ばれた、▽有名な作家・翻訳者・学者である楊絳氏が、夫で作家の錢鍾書氏の私的書簡を競売にかけられたことで提起した著作権侵害訴訟と▽北京百度（baidu.com）が北京奇虎科技を相手取り提起した不正競争紛争事件が含まれている。

(出典：中国法院網 2014年5月26日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 国家質検総局、総額2億7000万元の模倣品を摘発、1~3月★★★

今年1~3月の知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発の特別行動で、全国の質量監督局は4744件の違反事件を摘発した。事件に關係した権利侵害、模倣商品の総額は2億7000万元に上る。国家質量監督検査検疫総局（質検総局）の責任者が明らかにした。

同責任者によると、国家質検総局は今年1~3月、アパレル、小物家電、鞄、玩具、靴、家具などの商品に重点を置いて「質検利劍」行動を推進し、全国の各質量監督局で合わせて37万回の検査を実施した。

品質管理部門は輸入模倣品の摘発にも力を入れている。今年3月だけでも全国の出入国検査検疫機関でアパレル、石炭などに関する331件の違反事件を摘発した。

(出典：国家知識産権網 2014年5月15日)

★★★2. 税関総署、昨年権利侵害貨物7600万点を押収★★★

税関総署がこのほど発表した「2013年中国税関知的財産権保護状況」によると、中国の各税関は昨年、総額2億8000万元、7600万点の権利侵害貨物を差し押さえた。商標権侵害事件が多数を占め、海運、郵便、速達が主要ルートだった。

税関総署は昨年、知的財産権侵害の重大事件の調査に注力し、国内外の法執行当局との提携を一層拡大した。権利侵害摘発の立体的防御ネットワークの構築、知的財産権保護手段の刷新、長期的保護体制の整備などを通じて、企業の知的財産権保護意識が強化され、法執行業務の水準も向上しつつあり、知的財産権保護で目覚ましい成果を上げている。

税関総署が発表したデータによると、差し押さえられた権利侵害貨物は主に商標専用権侵害貨物で、全体の98%に当たる7400万点に達している。

(出典：国家知識産権網 2014年5月7日)

★★★3. 権利侵害・模倣品に関する行政処罰事件の情報公開、1日より実施★★★

全国の県レベル以上の行政法執行機関は6月1日より、権利侵害・模倣品に関する行政処罰決定を下した後の20営業日以内に、処罰情報を公開することが義務付けられた。全国で統一された権利侵害・模倣品関連行政処罰の情報公開制度が正式に確立された。

国務院は今年2月、「模倣品製造販売、知的財産権侵害に関する行政処罰事件の情報を法に則って公開する意見」を発布し、一般手続に基づき処理した行政処罰事件の情報を積極的に公開することを求めるとともに、情報公開の内容、時限、方法、手続、監視管理などを明らかにした。

行政部門はこれまで、当事者に知らせる行政処罰の結果について、第三者からの申請がない限り、公開する必要はなかった。情報公開を義務化することで違法行為・犯罪の抑制と行政部門の法執行活動の公正性、透明性の向上につながることが期待される。

(出典:新華網 2014年6月2日)

○ 多国籍企業 R&D

★★★1. サムスンが中国で「最先端半導体」工場を設立、技術流出に懸念=韓国メディア★★★

韓国・亞州経済の中国語電子版は19日、サムスン電子が中国の陝西省西安市に設立した半導体工場に、最先端の3次元NAND型フラッシュメモリー技術を投入することについて、業界では懸念の声が上がっていると指摘した。

サムスンは今年3月、技術輸出に関する申告手続きを完了したのに続き、5月9日に西安市にある半導体工場の建設工事を終了した。同社が昨年8月、世界で初めて量産に成功した「V NAND」技術の最新版を投入する予定。

サムスンは昨年、京畿道の華城工場で「V NAND」の量産を実現した。西安工場は現在、24層構造をつくる生産設備を導入しており、主要生産拠点の1つとして今後、32層生産設備にグレードアップする見通し。

「サムスンの先端技術輸出により、韓国の最先端半導体技術が、韓国よりも中国で早く導入される可能性が出る」と、韓国の業界有識者が懸念を示している。

(出典:商務部公式サイト 2014年5月21日)

★★★2. 米マイクロソフト、河北にゲームイノベーションセンターを設立★★★

米マイクロソフト社は29日午後、河北省廊坊市大廠回族自治県と協力協定を締結し、同自治県のハイテク産業パークにマイクロソフトゲームイノベーションセンターを設立することで合意した。同社の中国国内におけるゲーム開発を手がけるベンチャー企業のインキュベート拠点としては、上海普陀区に設立されたイノベーションセンターに続く2番目となる。

協力協定によると、同センターは主に華北地域のゲーム開発業者を対象に、ゲームベンチャー企業100社以上を誘致する。マイクロソフトは自社の開発した技術プラットフォームを通じて、Windows、Windows Phone、Xboxに関する開発、テスト、発売、市場化など全方位的な支援を行う。ハイテク産業パークは、入居企業にオフィス用地、支援資金などの優遇政策を提供する。

マイクロソフトのグローバルシニア副総裁で大中華エリア会長兼最高経営責任者(CEO)の賀樂賦氏は、大廠ゲームイノベーションセンターは同社が整備を進めている「ゲーム生態システム」の重要な一環であると指摘し、「多くの開発者の創業を支援し、共に利益を得るWINWINの局面を創り出すことに期待したい」と語った。

(出典:新華網 2014年5月30日)

○ 統計関連

★★★1. WIPO:中国のイノベーションと発明の質は向上しつつある★★★

世界知的所有権機関（WIPO）は、このほど発表した「中国住民国際特許出願戦略研究」報告書で、中国の海外における特許出願件数が増加傾向を続けており、中国のイノベーションと特許の質が向上しつつあると指摘した。

報告書によると、中国の海外における特許出願件数は2000年から急成長を続けている。2000年から2005年までの年間成長率が40%に達し、2005年から現在までの年間成長率が23%を維持している。

米国特許商標庁、欧州特許庁、日本国特許庁に提出したものが中国の海外における特許出願の8割を占めた。米国への出願が約5万件で最も多く、続いてEU、日本国、韓国、カナダとなっている。報告書はまた、中国の国際特許出願における「複雑な」技術の比率が増加し続けており、2000年以降は75%に達していると指摘した。

(出典：新華網 2014年5月26日)

★★★2. PPH申請が836件に、SIP0が普及推進に注力★★★

国家知識産権局（SIP0）が先日開催した「2014年特許審査ハイウェイ（PPH）業務推進会」で、中国は日本、米国、韓国、ロシア、カナダなど16の国家（地域）とPPH協力協定を締結しており、国内企業によるPPH申請は昨年末時点、836件に達していることがわかった。

この中、通信機器大手、中興通訊（ZTE）は昨年、米国特許商標庁（USPTO）に数百件のPCT-PPHを申請した。3分の1を超える出願の審査期間が5~10ヶ月にまで短縮された。同社はまた、日本国特許庁（JPO）と韓国特許庁（KIPO）にも数十件のPPH申請を提出している。

SIP0責任者によると、PPH業務の普及を推進するために、SIP0は、国際出願の多い都市におけるPPH業務推進会の開催など一連の施策を講じた。北京と深センで行われた業務推進会に、日本、韓国、米国からのPPH専門家を含む300名が出席したという。

(出典：国家知識産権戦略網 2014年5月19日)

★★★3. 広東省、有効特許保有件数が10万件に、職務発明が91.6%★★★

広東省の有効特許保有件数は今年4月末時点、10万869件に達し、全国で初めて10万件の大台を突破した。広東省知識産権局が明らかにした。

省知識産権局の統計によると、今年3月末までの特許の総出願件数が38万5624件、総登録件数が11万755件。この中、国と省の知的財産権戦略の実施が始まった2008年以後の出願件数が29万6618件（全体の76.92%）、登録件数が9万8227件（同88.69%）だった。

有効特許保有件数が最も多い都市、深セン市は6万5363件の特許を抱えている。企業では華為技術（ファーウェイ）が1位（1万9091件）、中興通訊（ZTE）が2位（1万3519件）となっている。

(出典：国家知識産権網 2014年5月17日)

○ その他知財関連

★★★1. QBPC、2013~2014年度知的財産権保護最良事例を発表★★★

中国外商投資企業協会の優良ブランド保護委員会（QBPC）は先日北京で、2013~2014年度の知的財産権保護最良事例と、行政法執行・刑事司法連携典型的な事例を発表した。

最良事例はそれぞれ民事10件と刑事10件が、行政法執行・刑事司法連携の典型的な事例は5件が選ばれた。QBPCは2002年から毎年「最良事例」を発表しており、社会各界から幅広く注目を集めている。

今回発表された民事関連事件10件に、ソニー・エリクソン移動通信公司が深セン市凱迪亞通信公司を訴えた商標権侵害訴訟などの商標権関連事件7件と、著作権侵害紛争1件、特許権侵害紛争1件、植物新品種権侵害1件が含まれた。

(出典：中国知識産権資訊網 2014年5月21日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願ひ申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved